

2003年9月22日

行刑改革会議第一分科会第二回会議への意見

行刑改革会議

委員 菊田 幸一

行刑改革会議

第一分科会会長 宮澤 浩一 殿

本日の分科会は、アメリカ出張のため、欠席させていただきます。大事な会議に欠席して申し訳ありません。アメリカでは、この改革会議に役立つ資料、情報をできるだけ集めて帰りたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

本日の分科会の討議事項は重要ですので、私の意見のポイントを簡略にまとめて書面で提出しておきますので、参考にして下さい。

1 処遇困難者の処遇について

1) 処遇困難とされる者の多様性

一口に処遇困難者と言ってもそこには様々なタイプの受刑者が含まれています。処遇困難者という、問題の立て方にまず違和感があります。結局処遇困難者とは刑務所当局から見て扱いにくい者という意味でしょう。この中には、論点に指摘されている「薬物で精神に変調を来している者」や「外国人」だけでなく、「訴訟や情願を繰り返している者」、「暴力団の威勢によって、他の受刑者を支配・コントロールしようとする者」、「暴力的な行動を押しえられない者」など、あらゆる面で処遇を行うに当たって困難な、雑多な受刑者が、きちんと分類されないでくくり込まれている印象があります。処遇困難の理由も本人の病気、パーソナリティ、思想性、国籍、言語、生活習慣の違いなど、全く異なる理由によるものなのです。もっと、その中味を分析し、具体的な処遇困難の理由に即した別々の対応が必要です。それが、処遇分類だったはずですが。

2) 独居拘禁が処遇困難を作り出しているという視点が必要である。

我が国の刑務所の大きな特徴は2000人の受刑者を独房に閉じこめて、刑務所内の規律を維持していることです。

当局の頭の中には、独居拘禁の対象とされている者が即ち処遇困難者であるという考えがあるのかもしれませんが、この考え方は再考していただきたいです。

人間は、孤独な状況に置けば、攻撃性、猜疑性が強まることは精神医学上の常識です。拘禁反応のような精神疾患にまで至らなくても、所内で規律違反を犯し、独居拘禁を一

定期間続けられた受刑者は、刑務所当局を恨み、ハリネズミのような心境になっています。しかし、このような受刑者でも、暖かく手をさしのべてくれる刑務官や心理カウンセラーがいれば、通常の処遇に戻せるのであり、このような努力こそが処遇困難とされる者の数を減らし、刑務所の建設的な運営のためにも役立つものといえます。

独居拘禁こそが処遇困難者を作り出し、これを固定化させているという認識に立って、このような者に対して、少年院や民間の心理カウンセラーを導入して通常の処遇に戻すように心の持ち方を変えさせることこそが、最も重要な「処遇困難者」対策であると信じます。

3) 処遇困難でないものの多くが再犯をくりかえしていることをどう見るか

また、処遇困難でないとされた者に対して、必要な社会復帰のための処遇がなされてきたかどうかを反省するべきです。処遇困難とされないで、通常の処遇を受けた者の多くが再犯を犯し、刑務所にもどってきていることは、処遇困難でないという判断そのものが、「刑務所にとって管理しやすい」という意味に流されており、社会復帰のための困難な課題を抱えている者を適切に分類して、処遇することができているかも反省されなければなりません。

2 分類と累進処遇について

1) 警備度による収容分類の必要性

収容分類制度については、警備度の程度に基づく分類が必要であると考えます。これまで、我が国の収容分類は初犯か累犯かを主としたメルクマールとし、刑期の長短も要素としてきました。しかし、累犯であっても、窃盗犯や覚醒剤の自己使用などは、警備度の必要性はそれほど高くないといえます。

初犯刑務所は比較的自由度が高く、累犯刑務所は警備度が高くなっているように見受けられますが、警備度による収容分類を導入することで、高い警備度の必要な受刑者の数はもっと減らすことができ、刑務所全体の自由度を高めることができると考えます。

2) 処遇分類については、さらに細かいサブグループを設けるべきである。

処遇分類については、よりきめ細かなサブグループを設け、グループごとの社会復帰プログラムを試みるべきです。

薬物対策でも、薬剤の種類、依存性の程度で処遇に変化があって良いと思います。

窃盗犯でも、経済的動機の者と盗癖のある者ではその処遇は異なったものであるべきです。

精神障害の受刑者には、専門的治療が必要ですが、障害にまで至らず、「暴力的な行動を押さえられない者」のように、性格的に問題があり、それが犯罪歴に関係している場合には、その再犯のおそれを少しでも減らすための心理的カウンセリングプログラムが

必要です。

性犯罪、とりわけ幼年者に対する性犯罪受刑者は高い再犯リスクを持っている例が多く、本人の複雑なパーソナリティと犯罪が密接に関連していることが多い。その処遇には困難があることは理解されるが、積極的な心理学的アプローチが必要である。

「訴訟や情願を繰り返している者」の多くは、不満をきちんと聞いてやり、公正な対応をする中で、通常の処遇に戻すことができると考えます。

「暴力団の威勢によって、他の受刑者を支配・コントロールしようとする者」は、心理的には問題がないのですが、通常の処遇に置かれていると、他の受刑者に悪影響を与えかねません。ヨーロッパで高警備刑務所に収容されているのは、高い逃亡リスクを示す者と、組織暴力組織の幹部です。このような者についても、独房に拘禁するのではなく、少人数の集団処遇を行うことで、その社会性を失わないで受刑生活を送ることができるようにするべきです。

3) 累進処遇制度を廃止し、善時制度の導入を提案する

累進処遇制度は、その弊害が指摘されており、その廃止は刑事施設法案の策定の時からの約束です。

矯正の現場には、累進処遇がなくなったときに、保安状況を良好に保つための手段がなくなるのではないかという不安感があるとも聞きます。

仮釈放制度も、自動的に刑期を半分ないし3分の2に短縮し、懲罰による仮釈放期間を削減していくヨーロッパ型の善時制度のもとでも、施設の秩序は良好に保たれています。このやり方では、秩序を守って生活を続けていくことによる早期釈放の利益が、前もって計測可能なものとなります。このような制度によって累進処遇令とほぼ同様の効果が期待できると考えられます。

これまでのやり方を変えるには勇気が必要ですが、いまは運用の基準が不透明な累進処遇を、もっと透明な善時制度に作り上げることによって、新たな刑務所の秩序を作っていくべきではないでしょうか。

3 処遇全般・処遇困難者に民間のソーシャルワーカーなどを活用すること

刑務所内や少年院、鑑別所などに勤務する心理職の職員、民間のカウンセラーなどの力を総合して、刑務所において処遇困難とされ、独居拘禁の対象とされている者を集中的にカウンセリングの対象とすることは、このような者を通常の処遇に戻し、処遇困難とされる者を減少させる上でも、極めて重要です。したがって提案には賛成です。